

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年6月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500053号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500007号

第1 結論

請求者のA社における平成23年8月12日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成23年8月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年8月12日

A社から支給された請求期間に係る賞与から、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録になっているので、当該期間について保険給付の計算の基礎となる標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準賞与額は、事業主からの届出により、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年11月17日付けで、10万円と記録されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、請求者が提出した平成23年前期明細書及びA社が提出した賞与明細一覧表によると、同社から請求者に対し、請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の明細書等の資料により確認できる賞与額及び保険料控除額から、10万円とすることが必要である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が請求期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500019 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500008 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 4 月から昭和 51 年 3 月まで

請求期間当時、B 県 C 市にあった A 社において、作業員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、雇用保険の被保険者記録により、事業所名は不明であるものの、請求期間を含む昭和 48 年 4 月 24 日から昭和 51 年 7 月 29 日までの期間において、雇用保険の被保険者であったことが確認できる上、請求者が氏名を挙げた複数の同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び請求者が氏名を挙げた複数の者については、同被保険者原票に氏名が見当たらない上、複数の同僚が陳述する請求期間当時の従業員数と同被保険者原票により確認できる月ごとの被保険者数とは一致しないことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票により請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求期間当時における厚生年金保険への加入について、本人の希望により取扱いが異なっていた旨回答している。

さらに、適用事業所名簿によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主は連絡先不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。